

資料3 「学科の試験」及び「設計製図の試験」において使用が認められる法令集について

使用が認められる法令集の条件

「学科の試験」学科Ⅲ（法規）及び「設計製図の試験」の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

条件1. 条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。

条件2. 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

- イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）
- ロ. 改正年月日
- ハ. アンダーライン（二重線、囲み枠含む）
- ニ. ○、△、×の記号

注 意

- ① 使用が認められる法令集以外のものを使用した場合には、退場を命じますので、十分注意してください。
- ② ホームページ等から法文を印刷したものや法令集をコピーしたものの使用は認めません。
- ③ 紛らわしい書込みをした持込み法令集については、使用が認められない場合又は使用が認められたとしても判断に時間がかかり判断結果が出るまでは法令集なしでの受験となる場合がありますので、条件2に掲げられている簡単な書込み以外の書込みをしないでください。
- ④ 法令集は、2冊まで使用できます。ただし、使用する法令集に付随する追録、追補、訂正表等がある場合は追加できます。

認められる書込み等の例

関連条文等の指示・見出しの例（条件2、イ・ハの例）

【構造耐力】

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 高さが6.0mを超える建築物 当該建築物の安全に必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが6.0m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが1.3m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが2.0mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全

上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。

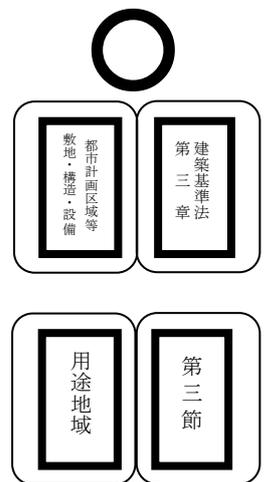
ロ 前号に定める基準に適合すること。



→ 令 36 条 P186

→ P8

→ 令 81 条 P208



認められない書込み等の例

条文の次に関連の別表を挿入した例（条件1に違反した例）

【耐火建築物等としなければならない特殊建築物】

第27条 次の各号のいずれかに該当する特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

- 一 別表第一（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもの（階数が三で延べ面積が二百平方メートル未満のもの（同表（ろ）欄に掲げる階を同表（い）欄（二）項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。）を除く。）
- 二 別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分（同表（一）項の場合にあつては客席、同表（二）項及び（四）項の場合にあつては二階の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表（は）欄の当該各項に該当するもの
- 三 別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以上のもの
- 四 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が一階にないもの（階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものを除く。）

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物
（第6条、第21条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
用途		(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分（(1) 項の場合にあつては客席、(2) 項及び(4) 項の場合にあつては2階、(5) 項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200㎡（屋外観覧席にあつては、1,000㎡）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300㎡以上	

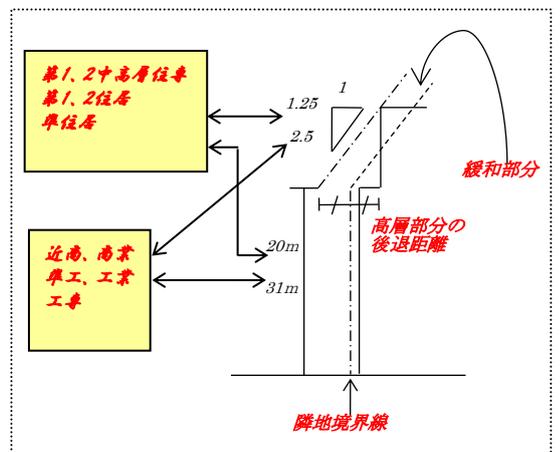


解説を付した例（条件2に違反した例）

【建築物の各部分の高さ】

第56条 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。

- 一 別表第3（い）欄及び（ろ）欄に掲げる地域、地区又は区域及び容積率の限度の区分に応じ、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が同表（は）欄に掲げる距離以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に、同表（に）欄に掲げる数値を乗じて得たもの
- 二 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、次に掲げる区分に従い、イ若しくはニに定める数値が1.25とされている建築物で高さが20mを超える部分を有するもの又はイからニまでに定める数値が2.5とされている建築物（ロ及びハに掲げる建築物で、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあるものを除く。以下この号及び第7項第二号において同じ。）で高さが31mを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、イからニまでに定める数値を乗じて得たものに、イ又はニに定める数値が1.25とされている建築物にあつては20mを、イからニまでに定める数値が2.5とされている建築物にあつては31mを加えたもの
- イ 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。） 1.25（第52条第1項第2号の規定により容積率の限度が30/10以下とされている第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以外の地域のうち、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、2.5）
- ロ 近隣商業地域若しくは準工業地域内の建築物（ハに掲げる建築物を除く。）又は商業地域、工業地域若しくは工業専用地域内の建築物 2.5
- ハ 高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の2/3以上であるもの 2.5
- ニ 用途地域の指定のない区域内の建築物 1.25又は2.5のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの



認められない書込み等の例A・・・「早見表」に相当するもの（条件1に違反した例）

次の条文に関連して、表を書込み又は貼付しているもの（早見表に相当するもの）

- ・ 建築基準法第55条（第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）
- ・ 建築基準法第56条（建築物の各部分の高さ）
- ・ 建築基準法第56条の2（日影による中高層の建築物の高さの制限）



種類 用途地域	高さの限度	高さ制限			日影規制	高度地区
		道路	隣地	北側		
一種・二種低層住専	10又は12	1.25L	—	5+1.25L	地方公共団体の条例で、適用区域、測定面及び日影時間を定める（*）	都市計画で、高さの最高限度又は、最低限度を定める
一種・二種中高層住専	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	10+1.25L		
一種住居 二種住居 準住居	—	1.25L (1.5L)	20+1.25L	—		
近隣商業 準工業	—	1.5L	31+2.5L	—		
商業 工業 工業専用	—	1.5L	31+2.5L	—	—	—
無指定	—	1.5L	31+2.5L	—	（*）と同じ	—
		1.25L	20+1.25L			

（認められない理由）

上記のような表の書込み又は貼付は、建築基準法第55条～56条の2の解説に該当し、「早見表」に相当することから、認められない書込み又は貼付である。

- ・ 建築基準法第52条（容積率）・・・脚注の条文にある計算式を書き込んだもの又は貼付したもの

9 建築物の敷地が、幅員15m以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員6m以上12m未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が70m以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第2項から第7項までの規定の適用については、第2項中「幅員」とあるのは、「幅員（第9項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が70m以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。（イ）（ロ）（ワ）（キ）（ク）

政令=令135条の18
⇒406



（容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値）（テ）

第135条の18 法第52条第9項の政令で定める数値は、次の式によつて 法52条9項⇒81
計算したものとする。（イ）（ワ）（ネ）（ナ）（ユ）⑬⑭

$$W_a = \frac{(12 - W_r)(70 - L)}{70}$$

（この式において、 W_a 、 W_r 及び L は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

W_a 法第52条第9項の政令で定める数値（単位 m）（ワ）（ネ）（ユ）⑬

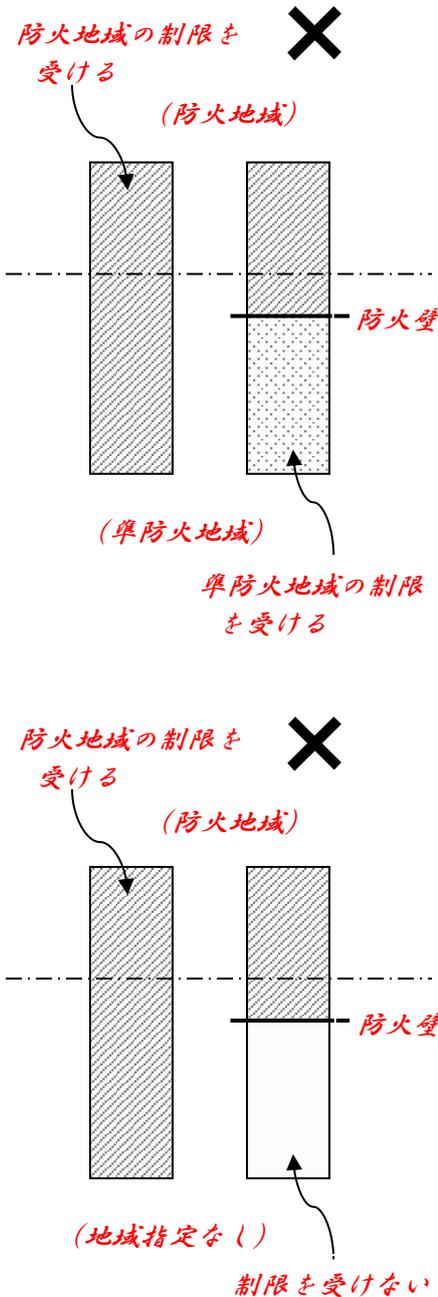
W_r 前面道路の幅員（単位 m）

L 法第52条第9項の特定道路からその建築物の敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長（単位 m）（ワ）（ネ）（ユ）⑭

⑬

（認められない理由）

上記のような条文の書込み又は貼付は、建築基準法施行令第135条の18を引かなくても解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込み又は貼付である。（式のみも認められない）



で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は扉で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。（よ）（ト）④

政令で定める基準＝
令136条の2⇨
410
大臣が定め＝令国
交告194⇨告示編
235

(屋根)

第62条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。（ト）（レ）（ネ）④

政令＝令136条の2
の2⇨412
大臣が定め＝平12建
告1365⇨773/⇨
告示編243

(隣地境界線に接する外壁)

第63条 防火地域又は準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。④

(看板等の防火措置)

第64条 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。④

(建築物が防火地域又は準防火地域の内外にわたる場合の措置)

第65条 建築物が防火地域又は準防火地域とこれらの地域として指定されていない区域にわたる場合においては、その全部についてそれぞれ防火地域又は準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が防火地域又は準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。（よ）④

防火壁＝令113条⇨
328

2 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。（よ）

(第38条の準用)

第66条 第38条の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対するこの節の規定及びこれに基づく命令の規定の適用について準用する。（ン）④

第5節の2 特定防災街区整備地区(ノ)

(特定防災街区整備地区)

第67条 特定防災街区整備地区内にある建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。（ノ）（ン）④

特定防災街区整備地区＝
密集市街地整備
法31条⇨1221

(認められない理由)

上記のような図の書込みをすることにより、建築基準法第65条の解説となる。したがって、認められない書込みである。

法別表第1



建築基準法 表



別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第6条、第21条、第27条、第28条、第35条—第35条の3、第90条の3関係）
 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)ⓧ
 耐火建築物 準耐火建築物

	(い)	(ろ)	(は)	(ハ)
用途		(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分 (1)項の場合にあつては客席、(2)項及び(4)項の場合にあつては2階、(5)項の場合にあつては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計(ン)	(い)欄の用途に供する部分の床面積の合計(ン)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの 〈注〉 政令=未制定	3階以上の階	200m ² （屋外観覧席にあつては、1,000m ² ）以上	
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) 〈注〉 政令=令115条の3、1号 ⇒ 332	3階以上の階	300m ² 以上(ン) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場	(ン)
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの 〈注〉 政令=令115条の3、2号 ⇒ 332	3階以上の階	2,000m ² 以上(ン) 公衆浴場、待合、料理店、飲食店、又は物販(10m²以内を除く)	(ン)
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの(ト) 〈注〉 政令=令115条の3、3号 ⇒ 332	3階以上の階	500m ² 以上(ン)	(ン)
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの 〈注〉 政令=未制定		200m ² 以上 映画スタジオ、テレビスタジオ	1,500m ² 以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの 〈注〉 政令=令115条の3、4号 ⇒ 333	3階以上の階		150m ² 以上

(認められない理由)

上記のような文字による書込みは、建築基準法第27条又は建築基準法施行令第115条の3を引かなくても、別表1のみで解答できる可能性があり、「早見表」に相当し、認められない書込みである。

認められない書込み等の例D・・・解説を付したものとみなされる例（条件2に違反した例）

消防法施行令（抄）

別表

別表第1（第1条の2—第3条、第3条の3、第4条、第4条の2の2—第4条の3、第6条、第9条—第14条、第19条、第21条—第29条の3、第31条、第34条、第34条の2、第34条の4—第36条関係）



□ は、特定防火対象物を示す

防火管理者必要

10人収容 △

30人収容 ▲

50人収容 ■

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ <u>カラオケボックス</u> その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ▲ ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅 ■
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 ▲ (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ 次に掲げる防火対象物 ▲ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、 <u>有料老人ホーム</u> （避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）

（認められない理由）

上記のような凡例による文字の書込みをすることにより、消防法施行令別表第1のみで、解答できる可能性がある。したがって、認められない書込みである。ただし、凡例等がなく、○、△、×等の記号のみの場合は、許容する。

持込みが認められるものの例

条件1を満たすものの例 → 条件2を満たしていることを確認したものに限って、持込みを認める。

建築六法	国土交通省建築指導課・市街地建築課	監修	全国加除法令出版	発行
国土交通六法(社会資本整備編)	国土交通省大臣官房総務課	監修	東京法令出版	発行
建築基準法令集 (法令編)	国土交通省住宅局	編集	技報堂出版	発行
(様式編)	日本建築学会			
(告示編)				
基本建築関係法令集 (法令編)	国土交通省住宅局建築指導課	編集	井上書院	発行
(告示編)	建築技術者試験研究会			
建築基準法関係法令集	建築資料研究社 日建学院	編集	建築資料研究社	発行
基本建築基準法関係法令集	国土交通省住宅局参事官 建築技術研究会	編集	建築資料研究社	発行
建築基準法令集	オーム社	編集	オーム社	発行
[井上]建築関係法令集	建築法令研究会	編集	井上書院	発行
建築基準法規集	東京建築士会 東京建築士会法規委員会	監修 編集	新日本法規出版	発行
建築関係法令集 (法令編)	建築法規編集会議	編集	総合資格	発行
(告示編)				
建築設備関係法令集	国土交通省住宅局建築指導課 建築技術者試験研究会	編集	井上書院	発行
建築基準関係法令集	T A C株式会社	編集	T A C株式会社	発行

持込みが認められないものの例

条件1に抵触しているものの例

× 建築基準法設備関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法構造関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法防火・防災関係法令通達集	建設省住宅局建築指導課	監修	新日本法規出版	発行
× 建築基準法集団規定関係法令通達集	建設省住宅局市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行

条件2に抵触しているものの例

× 平成10年6月12日公布改正建築基準法	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
× 平成11年5月1日施行改正建築基準法(1年目施行)の解説	建設省住宅局建築指導課・市街地建築課	監修	新日本法規出版	発行
× 平成12年6月1日施行改正建築基準法(2年目施行)の解説	建設省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
× 平成14年建築基準法改正の解説	建設省住宅局市街地建築課	編集	工学図書株式会社	発行
× 平成19年6月20日施行改正建築基準法建築士法及び関係政省令等の解説	国土交通省住宅局建築指導課 国土交通省住宅局市街地建築課 等	監修	サンパートナーズ	発行
× 図解建築法規	国土交通省住宅局建築指導課	編集	新日本法規出版	発行
× 建築申請memo	建築申請実務研究会	編集	新日本法規出版	発行
× 図解建築法規早わかり	武田金次	著	オーム社	発行
× 建築関係法規の解説	大河原春雄	著	鹿島出版会	発行
× 建築法規の解説	阿部富士彌	著	東京建築士会	発行
× 建築基準法・建築士法[改正]のポイント 平成19年6月20日施行[法令・告示]条文集	建築技術者研究会	編集	建築資料研究社	発行

(別冊・付録の例)

× 最新建築関係法令集‘11年版の別冊	建築法規研究会 編		成美堂出版	発行
× 建築関係法令集の付録(CD-ROMを含む)	建築法令研究会 編		井上書院	発行

使用が認められる法令集の持込冊数の考え方について

「学科の試験」学科Ⅲ（法規）及び「設計製図の試験」の問題を解答する場合に限り、2冊まで法令集の使用が認められます。冊数の考え方は以下のとおりとなります。なお、3冊以上の法令集、使用できない法令集、追録等はカバンの中にしまっていていただくこととなりますのでご注意ください。

●法令集

- ・法令集が法令編と告示編で分れて発行されているものは、それぞれ1冊と判断します。
- ・法令編と告示編が同一の書籍名でないもの、発行年が違うもの等であっても、2冊まで使用できます。

使用できる2冊の例：

- ・「令和8年A法令集（法令編）」と「令和8年A法令集（告示編）」
- ・「令和8年A法令集（法令編）」と「令和8年B法令集（告示編）」（違う出版物の組合せでも可）
- ・「令和8年A法令集（法令編）」と「令和7年A法令集（法令編）」（年度の違う法令集でも可）

●追録、追補、訂正表等

- ・使用する法令集に付随する追録、追補、訂正表等（以下、「追録等」という。）は1冊と数えず使用できません。
- ・使用する法令集とは違う出版物の追録等や使用する法令集と発行年が違う追録等は、付随する追録等には該当しませんので、使用できません。

追録等が使用できない例：

- ・「令和8年A法令集」に「令和8年B法令集の追録」（違う出版物の法令集の追録は使用できない）
 - ・「令和8年A法令集」に「令和7年A法令集の追録」（発行年が違う追録は使用できない）
- ・「追録等のみ」を使用する法令集の1冊として数えることはできません。（追録等のみは使用できません。使用する法令集に付随する追録等が使用できます。）

●注意

- ・法令集や追録等をコピーしたものやホームページからダウンロードしたものは、使用できません。
- ・追録等に掲載されている条文を法令集に書込むことはできません。
- ・追録等に書込み等ができる条件は、法令集と同じです。